

# 特別非常勤講師制度について

## I. 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる（昭和63年に創設）。

## II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校における全教科、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

## III. 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出  
（平成10年に許可制から届出制に変更）

## IV. 届出件数・事例

### 【届出件数】

平成15年度：20,392件（過去4年間でそれぞれ約3千件ずつ増加）

### 【件数の推移】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	計
平成元年度	0	6	167	0	173
平成6年度	2	232	2,068	26	2,328
平成11年度	2,140	1,604	4,803	99	8,646
平成12年度	3,711	1,874	5,886	136	11,607
平成13年度	5,490	2,369	6,675	161	14,695
平成14年度	6,861	2,946	7,655	188	17,650
平成15年度	8,249	3,324	8,589	230	20,392

### 【主な事例】

小学校 生活：米作り〔農家〕，音楽：和太鼓〔和太鼓師範〕，家庭：食に関する指導〔学校栄養職員〕，クラブ活動：手話〔手話通訳者〕，道徳〔獣医師〕  
総合的な学習の時間：英会話〔英会話教室講師〕，コンピュータ活用〔専門学校講師〕

中学校 国語：朗読〔劇団職員〕，理科：自然観察〔自然保護協会員〕，技術：木工〔宮大工棟梁〕，家庭：食物〔栄養士〕，道徳：奉仕する心の講話〔ボランティア〕，クラブ活動：謡曲〔観世流能楽師〕，総合的な学習の時間：国際理解〔旅行会社添乗員〕

高等学校 国語：演劇（演劇講師），保健体育：太極拳（中国武術審判員），家庭：調理実習〔料理教室講師〕，工業：製図〔一級建築士〕，商業：簿記〔税理士〕，総合的な学習の時間：職業観の育成〔ホテル支配人〕

特殊教育諸学校 保健：リハビリテーション〔理学療法士〕，音楽：箏曲〔箏曲三弦教授〕，職業指導：窯業〔陶芸家〕